

豊島区教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱

昭和48年7月1日
教育長 決 裁

改正 昭和61年8月23日
改正 平成17年3月31日
改正 平成22年3月31日
改正 平成29年4月 1日
改正 令和 6年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の名義使用の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の種類)

第2条 名義の使用承認の種類は、次のとおりとする。

- (1) 後援 教育委員会が、教育委員会以外の事業者（以下、「主催者」という。）の行う事業に、外部的に支援又は協力すること。
- (2) 協賛 教育委員会が、主催者の行う事業に、賛同の意を表すること。
- (3) 共催 教育委員会が、主催者の一員として当該事業に参画すること。

(使用承認の名義)

第3条 後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）において使用を承認する名義は、「豊島区教育委員会」とする。

(承認基準)

第4条 名義の承認基準は、次に定めるところによるものとする。

(1) 主催者は次に掲げるいずれかに該当するものであること。ただし、政治的、宗教的活動を目的とする団体を除く。

- ①国及び地方公共団体
- ②学校及び学校の連合体
- ③公益法人及びこれに準ずる団体
- ④区内で活動実績のある公共的団体、学術研究機関
- ⑤区内に事務所または営業所を有し、区内での活動実績がある会社・団体
- ⑥その他前各号に準ずる団体で、過去の活動実績にかんがみ、教育長が特に認めるもの

(2) 主催者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①代表者の存在が明確であること。
- ②規約、定款、会則又はこれに類するものを有していること。
- ③組織構成が明確で事務局となるものがあり、事業を遂行できる責任能力を有していること。
- ④過去3年間、第8条に規定する付帯事項に反していないこと及び第9条に規定する承認の取消しを受けていないこと。

(3) 事業内容は次に掲げる事項にすべて該当するものであること。

- ①事業目的が、明らかに教育、学術及び文化の向上又は普及に寄与するもので、公益性のあるもの。ただし、教育及び学術に関するものについては、参加対象者が主に豊島区内の幼稚園・小中学校の園児・児童生徒、その保護者及び教職員であること。
- ②政治的、宗教的な目的及び活動を有しないものであること。
- ③事業活動及び目的が、営利、活動資金づくり又は団体の規模の拡大のためでないこと。
- ④専ら当該団体の構成員の会議、研修、親睦等のために行われるものでないこと。
- ⑤第1号⑤の団体にあつては、社会貢献活動等のために行われるものであること。

- ⑥公序良俗に反するものでないこと。
- ⑦教育委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないものであること。
- ⑧講習会等にあつては、その講師が事業内容に真に適当な人であること。また、参加者を幅広く募集するものであること。
- ⑨開催及び開設の場所は、原則として豊島区内とし、公衆衛生及び防火・防災等の安全対策に係る十分な設備と措置が講じられていること。
- ⑩主催者が参加者から入場料、出品料、参加料等の経費を徴収する場合には、事業に要する必要最小限の金額であること。

(申請手続)

第5条 名義の使用承認を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、豊島区教育委員会後援名義等使用承認申請書（別記第一号様式）（以下、「承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、原則として承認を得ようとする事業開始日の一か月前までに提出しなくてはならない。

- (1) 主催者の存在及び基礎を明らかにする書類（団体の規約等）
- (2) 団体役員及び事業関係者の住所等を明らかにする書類（役員名簿等）
- (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類（事業計画書、予算書等）
- (4) 会場の安全性を証する書類（区内の公共施設を使用する場合は除く）
- (5) その他、参考となる資料

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類は、次に該当するときは提出を省略することができる。

- (1) 申請者が社会的に広く知られている団体の場合
- (2) 同一の申請者が同一年度内に新たに名義使用の承認申請を行うとき、前回承認時に提出した添付書類と内容に変更がない場合

(承認・不承認決定)

第6条 教育委員会は、承認申請書の提出があつた場合、第4条で規定する承認基準に基づき承認の可否を決定し、その結果を豊島区教育委員会後援名義等使用承認通知書（第二号様式）（以下、「承認通知書」という。）又は豊島区教育委員会後援名義等使用不承認通知書（別記第三号様式）により、申請者に通知するものとする。

(使用承認期間)

第7条 名義の使用期間は、承認日から当該事業終了日までとし、長期にわたるものは6か月を限度とする。ただし、作品の募集に相当期間を必要とする等、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

(付帯事項)

第8条 名義の使用を承認する場合は、次の各号に掲げる事項を承認通知書に付し申請者に通知するものとする。

- (1) 名義の使用承認後、事業計画に変更があつた場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 印刷物に名義を使用する場合は、事前に原稿を提出すること。
- (3) 事業終了後は、その結果について、特別な事由がある場合を除き2か月以内に豊島区教育委員会後援名義等使用事業終了報告書（別記第四号様式）を提出すること。
- (4) 事業に要する経費は、原則として主催者の負担とすること。ただし、共催にあたって区が経費や事務の分担をする場合は、その分担範囲を明確にすること。
- (5) 第9条に規定する名義の使用承認の取り消しに関すること。

(承認の取消し)

第9条 教育委員会は、申請者が虚偽その他不正な手段により名義の使用承認を受けたとき、あるいは不正に利用したとき、又は名義の使用にふさわしくない行為が判明したときはその承認を取り消すことができる。

(決定区分及び所管課)

第10条 教育委員会の名義使用承認に係る決定区分は、豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程

(平成17年豊島区教育委員会訓令甲第9号)に基づき行うものとする。

- 2 名義の使用承認に関する事務の所管は、後援名義の使用承認については庶務課、協賛名義及び共催名義の使用承認については教育委員会事務局各課とし、関係課に協議するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和48年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

- 2 既に名義の使用承認を受けたもので施行日以降に実施される事業については、この要綱により要綱により承認したものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

- 2 既に名義の使用承認を受けたもので施行日以降に実施される事業については、改正後の本要綱により承認したものとみなす。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

- 2 既に名義の使用承認を受けたもので施行日以降に実施される事業については、改正後の本要綱により承認したものとみなす。

豊島区教育委員会後援名義等使用承認申請書

年 月 日

豊 島 区 教 育 長 あて

申請者 団体名
(主催者) 代表者
住 所
〔連絡担当者
連絡先 (電話番号)〕

下記の事業を実施するにあたり、豊島区教育委員会後援名義等の使用承認を得たいので申請いたします。

記

1. 名 義 の 種 類 後援 ・ 協賛 ・ 共催
2. 事 業 名
3. 事 業 の 目 的
4. 日 時 (期 間)
5. 会 場
6. 対象及びその人数
7. 参加費 (入場料)
8. 他の後援・協賛・共催団体
(予定含む)
9. 後援・協賛・共催の内容
(1) 名義使用のみ
(2) そ の 他 ()
10. 過去の名義使用の有無 有 (年 ~ 年 連続・非連続) ・ 無

添付書類

- (1) 事業計画書または実施概要 (2) 事業予算書 (3) 主催者の規約、会則等
- (4) 主催者の主な構成員 (役員) ・ 事業関係者名簿 (住所等記載のあるもの)
- (5) 会場の安全性を証する書類 (区内の公共施設を使用する場合は除く)
- (6) その他 (パンフレット等)

様

豊島区教育委員会
教育長

豊島区教育委員会後援名義等の使用承認について

下記の事業について、豊島区教育委員会後援名義等の使用を承認したので通知いたします。

記

1. 事業名

2. 名義の種類 後援 ・ 協賛 ・ 共催

3. 承認の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 承認に際しての付帯事項

- (1) 事業計画に変更があった場合には、直ちに届け出てください。
- (2) 印刷物に名義を使用する場合には、事前に原稿を提出してください。
- (3) 事業終了後、2か月以内に事業終了報告書（別記第四号様式）を提出してください。正当な理由なく提出が遅れたときは、次回以降の名義使用を不承認とする場合があります。
- (4) 豊島区教育委員会は、この事業に対して原則として経費の負担はいたしません。
- (5) 申請者が虚偽その他不正な手段により名義の使用承認を受けたとき、あるいは不正に利用したとき、又は名義の使用にふさわしくない行為が判明したときはその承認を取り消す場合があります。

(第三号様式 第6条関係 不承認通知書)

豊教庶発第 号
年 月 日

様

豊島区教育委員会
教育長

豊島区教育委員会後援名義等の使用不承認について

下記の事業について、豊島区教育委員会後援名義等の使用を不承認としたので通知いたします。

記

1. 対象の事業

- (1) 事業名
- (2) 開催日時
- (3) 会場

2. 名義の種類

後援 ・ 協賛 ・ 共催

3. 不承認の理由

年 月 日

豊島区教育委員会あて

申請者 団体名
代表者
住 所
連絡先

豊島区教育委員会後援名義等使用事業終了報告書

年 月 日付 豊教庶発第 号により豊島区教育委員会から名義使用の承認を受けた事業が終了したので、報告いたします。

記

1. 事業名

2. 名義の種類 後援 ・ 協賛 ・ 共催

3. 実施期日 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 会 場

5. 参加人員 名

6. 事業内容

7. 決算書 別紙のとおり

8. 添付書類 パンフレット等